

陳情番号	件名
第7号	憲法改正の発議に向けて全ての市民が十分な知識と理解をもって国民投票に参加できるような環境整備を市に求めることについて
受理年月日	
5.5.23	

陳情の趣旨

◎陳情項目

市民が憲法について学び、憲法改正で我が国の生活にどのようなメリット・デメリットが出てくる可能性があるのか理解し、国民投票で判断が出来るようにするための判断材料となるような【講演会等の開催を後援する】【憲法改正賛成・反対の両視点からのディスカッションの場や議論の内容等を広く公開する、また広報など市の配布物に掲載する】等具体的な取り組みを講じて頂く事を市に求めるよう陳情致します。

◎陳情の理由

憲法は戦後から現在まで国民の自由と平和を守ってきた日本の最高法規です。今、この憲法を変えようとする動きが粛々と進められる中、多くの国民が義務教育で習った知識しかなく、自らを振り返っても「憲法は国民を守るべきもの」とか「自分の生活にはあまり関係がないもの」という理解不足の状態でありました。多くの国民は憲法改正法案の是非を判断する材料となる知識と理解が得られる機会が持てておらず、多くの国民が無関心なのが現状です。これでは憲法改正の発議と国民投票までに自らの生活に大いにかかわる憲法の改正の国民投票に行こうという意識や知識が充分でないと感じ、一部の関心が高い人たちの中だけで決められてしまう可能性があります。このまま多くの国民が気づかないうちに憲法が改正されることになっては問題です。憲法と憲法改正の必要性についての説明が不十分であり、国民投票するために多角的・比較検討する判断材料に乏しいと感じます。憲法改正において国民生活に与え得る良い面（メリット）と悪い面（デメリット）の可能性は十分に周知される事が必要であり、憲法99条（国家公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う）にもあるようにその為の取り組みとして上記の項目（勉強会・講演会・広報等の配布物で知識や議論を普及など）を実施していただきたい。

陳情番号	件名
第8号	憲法改正の発議に向けて全ての国民が十分な知識と理解をもって国民投票に参加できるような環境整備を求めることについて
受理年月日	
5.5.23	

陳情の趣旨

◎陳情項目

憲法改正の発議に関し、国民が憲法を理解し改正について検討するための十分な時間と「良い面と悪い面」両方の判断材料を知る事ができるような取り組みを実施するよう意見書を国に提出していただきますよう陳情致します。

◎陳情の理由

憲法は戦後から現在まで国民の自由と平和を守ってきた日本の最高法規です。今、この憲法を変えようとする動きが粛々と進められる中、多くの国民が義務教育で習った知識しかなく、自らを振り返っても「憲法は国民を守るべきもの」「自分の生活にはあまり関係がないもの」という理解不足の状態でありました。多くの国民は憲法改正法案の是非を判断する材料となる知識と理解が得られる機会が持てていなく、それにより多くの国民が無関心なのが現状です。これでは憲法改正の発議と国民投票までに自らの生活に大いにかかわる憲法の改正の国民投票に行こうという意識や知識が十分でないと感じ、一部の関心が高い人たちの中だけで決められてしまう可能性があります。このまま多くの国民が気づかないうちに憲法が改正されることになっては問題です。

憲法と憲法改正の必要性についての説明が不十分であり、国民投票するために多角的に比較検討する判断材料に乏しいと感じます。憲法改正において国民生活に与え得るメリット（良い面）とデメリット（悪い面）は十分に周知される事が必要であり、憲法99条（国家公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う）にもあるようにその為の取り組みとして、国に国民が【憲法改正についての十分な判断材料と知識が普及できるような取り組みを行う事及び十分な時間を確保するよう】意見書を提出していただきたい。

陳情番号	件	名
第9号	化学物質過敏症に関することについて	
受理年月日		
5.5.26		

陳情の趣旨

陳情の趣旨

化学物質過敏症は、ごく微量の化学物質に反応して体調不良を起こす疾病であり、発症のきっかけ、症状及びその度合いは個人差が大きいことが特徴です。化学物質過敏症が悪化すると、学校へ行くことも働くことも困難になります。肉体的苦痛はもちろんのこと、周囲の無理解による精神的苦痛、生活が破壊されていく恐怖、経済的な困窮、将来に対する不安感などは、筆舌に尽くし難いものです。

2015年に発表された疫学調査によると、化学物質過敏症の有病率は成人の7.5%に上り、子供の発症者も増えています。しかし、この病について知る医療従事者は少なく、社会的認知度も低いのが現状です。化学物質過敏症の診断書を書ける医師は国内に数名しかおらず、不適切な処置により体調を悪化させている人が多いことが懸念されています。化学物質過敏症を発症させない、悪化させないために、社会的対策を講ずる必要があります。

ついては、下記事項について市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 相模原市によるポスター・チラシを作成し、保健所など市の施設で掲示・配布すること。
- 2 市内の全ての医療機関において、化学物質過敏症の診断書を発行できるようにすること。

陳情番号	件名
第10号	学校における化学物質過敏症に関することについて
受理年月日	
5.5.26	

陳情の趣旨

陳情の趣旨

化学物質過敏症は、ごく微量の化学物質に反応して体調不良を起こす疾病であり、発症のきっかけ、症状及びその度合いは個人差が大きいことが特徴です。化学物質過敏症が悪化すると、学校へ行くことも働くことも困難になります。肉体的苦痛はもちろんのこと、周囲の無理解による精神的苦痛、生活が破壊されていく恐怖、経済的な困窮、将来に対する不安感などは、筆舌に尽くし難いものです。

2015年に発表された疫学調査によると、化学物質過敏症の有病率は成人の7.5%に上り、子供の発症者も増えています。しかし、この病について知る医療従事者は少なく、社会的認知度も低いのが現状です。化学物質過敏症の診断書を書ける医師は国内に数名しかおらず、不適切な処置により体調を悪化させている人が多いことが懸念されています。化学物質過敏症を発症させない、悪化させないために、社会的対策を講ずる必要があります。

ついては、下記事項について市に対して求めていただきますよう陳情いたします。

よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 市立学校の養護教諭向けに、化学物質過敏症の勉強会を開催すること。
- 2 市立学校において行われる健康診断の際に、教員及び保護者向けに化学物質過敏症の説明文書を配布すること。
- 3 市立学校において行われる健康診断の問診票に、化学物質過敏症に関する質問事項を追加すること。